

報告題：被害体験の裏にあるもの―「ストラテジー」からみた主体性

**調査課題名：兵役をめぐるトルコ人同性愛者の葛藤と社会的ストラテジーに関する
人類学的調査**

調査期間：2020年1月30日―2月13日

調査地：トルコ共和国（イスタンブル、アンタルヤ）

1. はじめに

「トルコ人は生まれながらにして兵士である¹」。このナラティブは、トルコ人男性歌手のタルカン(Tarkan)が兵役の招集を無視した際に、トルコ国民が彼に浴びせたものである。トルコ国籍を有する20歳以上の男性は兵役の義務を有するものの、この言葉はそれ以上の意味をもっている。むしろ兵役とは、トルコ国民として、一人前の男性として、経験しなければならぬ一種の通過儀礼であり、兵役から逃れようとする者など「非国民」だとされてきた。

しかし、このように兵役が不可侵なものとしてされている一方で、むしろ兵役に行くべきではないとされる者たちもいる。それは同性愛者たちである。トルコ軍の規定によると、彼らは「サイコ・セクシュアルな障がい」者であり、兵役に適していないというのだ。このようなトルコ軍の見解を受け、軍がどのように彼らを排除するのか、兵役に行かないことでいかなる社会的制裁が下されるのかが、先行研究において言及されてきた。ところが、そこで記述された彼らは、苦しむ「弱者」であり、立ち直ることのできない「被害者」にすぎないのであった。しかし、彼らは「被害者」とは別の側面も持ち合わせているはずである。こうした研究者による「表象・代理」において、彼らの主体性は失われているのであって、彼らが被害に対して積極的に行動を起こしてきた様相は捨象されてしまっているのではないか。そこで本研究では、彼らの被害性を強調するのではなく、むしろ主体的に行動している様子を記述し、「表象・代理」のもつ、ある種の権力に満ちた暴力について、その危険性を告発したいと思う。

2. 調査の概要および目的

本調査は2021年1月に提出予定の修士論文執筆のため、2020年1月30日から2月13日までの15日間にわたって、トルコ共和国イスタンブルおよびアンタルヤの2都市で実

¹ Her (erkek) Türk asker doğar. (原文)。

施した聞き取り調査である。主な目的は以下の2点である。第1の目的は、先行研究においては記述されることのなかった「主体的な選択にベストを尽くす」同性愛者像を提示することである。そのため、彼らが兵役参加に際して持ちうる「ストラテジー」²を聞き取ることで、兵役参加の決断過程から、決断後の人生において彼らが構築する「ストラテジー」を主体的な選択行動の一例として取り上げる。

第2の目的は、不可侵とされてきた兵役観を再検討することである。というのも、先行研究におけるデータ収集は1990年代を中心に行われたものであり、近年のトルコでは兵役のシステムが大幅に変更されてきたことから、何かしらの変化が生じていると考えられるからである。たとえば一定額を納付することで、通常6か月の兵役を約1か月弱の基礎訓練に代えることのできるベデッリ・アスケルリック(Bedelli Askerlik)が、2018年から継続して誰でも利用できるようになった。加えて、この一定額を支払うために、若年層が車を売却したり借金をしたりすることが広く話題となり、同性愛者だけでなく、多くの若者が兵役参加に対して忌避感をもっているようにも見える。そこで、そもそも兵役に行っていない同性愛者が、同性愛者であるからこそ差別されるのか、それとも単に兵役に行っていないために差別されるのかを明確にすべきであると考えた。

3. 調査対象者および手法

調査対象者となったのは、トルコ国籍を有し、ゲイであることを自己同定する者10名である。20歳以上の(同性愛者であることを別にすれば)兵役に参加する義務を持つ者のうち、近年のうちに既に兵役に行ったか、(手段を問わず)免除されている者、あるいは兵役に参加するかの決断をし、各自の「ストラテジー」を構築していると考えられる者を条件として選定した。うち6名は、2019年8月22日から9月9日に行った予備調査³において面会した者であり、残る4名は今回新たにスノーボール・サンプリングによって対象者の一部から紹介を受けた者である。

聞き取り調査は半構造的かつ質的に実施した。そのため、事前に想定できる質問をリストアップし、質問票に沿って聞き取りを進めるが、ひとつの事がらを掘り下げたり、質問票には載っていない事柄についても質問を行うこととした。

4. 調査結果

本調査の最大の目的である「主体的な選択にベストを尽くす」同性愛者像の提示、ならびに第2の目的であった不可侵とされてきた兵役観の再検討は、以下に示すような結論を

² 彼らの語りは基本的に反軍国主義的なものである。そのため、軍服用語である「戦略」という語を避け、「ストラテジー」と表記している。Strateji(トルコ語)。

³ 予備調査では、対象者に対してセクシュアリティおよび兵役体験について聞き取りをすることが可能であるか確認を行い、対象者とのラポールの構築に専念した。

伴って達成したといえる。

ハリールとの出会い―「被害者」として表象された彼のもつ「ストラテジー」

第1の目的に関して、筆者が先行研究を読んだ限り、最も主体性を奪い去られていると考えられるのは、サッカー審判かつラジオ・パーソナリティーを務めていたハリール・イブラーヒム・ディンチダー(Halil İbrahim Dinçdağ)⁴である。彼はトルコ北東部のトラブゾン(Trabzon)という街でサッカーの審判を務めていたが、同性愛者であることを理由に兵役の免除を申請したところ、雇用主であるトルコサッカー連盟(Türkiye Futbol Federasyonu: TFF)がこれを知り、審判ライセンスの更新が認められず、事実上2009年に解雇された。また、彼の親族だけでなく、国中のメディアがこの出来事について触れ、「同性愛者に審判などできるのか」といった議論までもが展開された。メディアに追われ、全国民にゲイであることをアウトイングされた彼は、職を失ったままイスタンブールへと避難したことで今に至る。つまり、彼は「悲痛な経験をした」同性愛者の代表例なのである。通常、彼について言及される際は、この「被害者」としての経緯が強調されるばかりであった。

しかし、本調査においてスノーボール・サンプリングによって面会した彼は、避難先のイスタンブールでひっそりと暮らす「被害者」ではなく、まさに主体的に行動することによってベストな選択肢を模索する「行動者」であった。たとえば仕事の面では、現在プライベート・リーグにおいて週に2日ほど審判を務め、天職を全うしているという。また、外出すら困難だった当時と比べて、現在では「ホモフォビアに反対!」と書かれた衣服を着て、堂々と外出ができるようになったのだと話してくれた。

彼によると、このような生活面での大きな変化があったのは、可視化されて生きるという「ストラテジー」を彼が構築したからであるという。メディアによって名前と顔が公表され、「ゲイのハリール」として生きることを社会に強制されたものの、彼はむしろ積極的に名前と顔を(今度は自らの意思で)公表しながら、ゲイ・アクティヴィズムに従事することとなった。結果として、2015年に彼が弁護士を伴って起こした訴訟では、彼の解雇は不当であるとして、TFFに23,000リラの支払いが命じられ、全面的なハリール側の勝訴となった。

しかし、彼のような「被害者」の代表であるとされてきた者だけを論じることもまた、「表象・代理」における主体性の奪取を加速させていると思われる。なぜなら、ハリールのような、研究者が比較的コンタクトをとりやすい者は、言い換えればアクティヴィストなどのごく一部の同性愛者にすぎない。にもかかわらず、彼らのような存在が、あたかも

⁴ 本人が本名の公開を希望している。なお、他の対象者については、「上智大学『人を対象とする研究』に関する倫理審査委員会」から承認を受けた手段を用いて、匿名で表記している。

トルコ人同性愛者のごく平均的な成員として表象され、それ以外の大半の者たちは語る機会も、誰かに語ってもらう機会も持たないからである。そこで、本調査では「大半の者たち」、つまりハリール以外の9名の対象者のもつ「ストラテジー」構築にも着目し、彼らが密に情報を共有することで、兵役参加の決断時と、決断以降の主に2段階において、最適な選択肢を模索した・している経験を聞き取ることができた。本稿でも紹介したいが、時数の都合上、詳細は修士論文で執筆する。

「行きたい人が行けばいい」—若年層のトルコ人同性愛者がもつ兵役観

第2の目的に関しては、ハリールを含めた10名の調査対象者への聞き取りから、兵役に行かない者に対する社会的な制裁は弱まってきているという結論に至った。先行研究で指摘されてきた「未熟な男性」または「非国民」としてのスティグマの付与は、完全に消滅したとは言えないものの、相対的に少なくなっているようである。

たとえば、第3国に移住し労働する者だけが利用できる「外貨による兵役(Dövizli Askerlik)」によって兵役の義務を免除されたアイドゥン(Aydın、仮名)は、同性愛者として無償で免除されるよりも、同性愛者であることを軍にカミングアウトせずには有償で免除されることを、葛藤の末に選択した。先行研究において社会的な制裁として指摘されてきた住居契約時の困難についても、兵役終了証明書の提示は求められたことがなく、非一人前の男性として扱われた経験はないという。ただし、就職面接時には兵役について問われるものの、これは研修や雇用期間の調整のために聞かれるだけであって、兵役経験の有無が採用の判断基準になっているわけではない。

一方で、誰もが兵役には行かないという選択をしているわけではない。本調査で面会した10名のなかでも、特に同性愛者であることを申告せず、異性愛者と同じように兵役に行った者が4名いた。とはいえ、最終的に兵役に行く決断をした者であっても、兵役には希望者だけが行くべきという点に関しては共通して賛同しており、彼ら自身も、積極的に兵役に参加したくないのであって、同性愛者であることを自ら軍に申告することへの心理的抵抗や、ベデッリ・アスケルリックにおける金銭的負担を考慮したうえで、自身にとって最適な選択肢としての兵役参加を選んでいるにすぎない。

これまで、軍にカミングアウトをして兵役の義務を免除された者は、兵役に行っていないことに加え、同性愛者であるという2重構造によって差別を受けていると考えられてきた。しかし本調査では、同性愛者であることが可視化されない手段によって免除された者たちが、(アイドゥン以外も)共通して特別な障壁や差別を経験してこなかったことが明らかとなった。つまり、「トルコ人は生まれながらにして兵士である」という語りをもつ不可侵性や絶対性は薄れており、「同性愛者として兵役が免除される」からこそ住宅の契約といった諸問題が発生しているようである。

5. おわりに

本調査では、トルコ人同性愛者が「被害者」として「表象・代理」され、被害性ばかりが強調されてきたことに対して、異議を唱えてきた。それだけでなく、彼らがむしろ主体的に最適な選択肢を吟味している様子を記述することで、「行動者」としての同性愛者像を提示することができた。しかしながら、彼らを「被害者」ではないと過剰に表象することにも危険性があるはずである。なぜなら、研究者は被差別者(=被害者)の立場に立って物事を論じることが多いのであり、被害性を強調し共感を示すことが被害者と研究者間のラポール構築につながっているだけでなく、差別の告発という観点からは、世間に対する被害性の共有が必要だからである。だからこそ、他者を「表象・代理」する際は、被害の告発もさることながら、そこで発生しうる権力構造をいかに抑制できるか考慮すべきである。こうした「表象・代理」において生まれる権力構造については、修士論文執筆までにさらに理論化し、彼らの主体性がなぜ担保されてこなかったのか、他者を「表象・代理」する際に研究者は何ができるのか、突き詰めていきたいと思う。

補足ではあるが、本調査で面会した調査対象者も決してトルコ人同性愛者の縮図であるとは言えない。そのため、別の集団を対象に聞き取りを行った場合は、全く異なる結論を生む可能性があることに留意する必要がある。最後に、本調査は2019年度グローバル・スタディーズ研究科研究助成金の受給によって実現したものである。調査にご協力いただいたグローバル・スタディーズ研究科、ならびに指導教員の赤堀先生に感謝の意を表す。